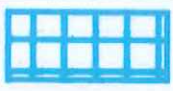
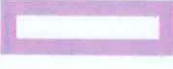
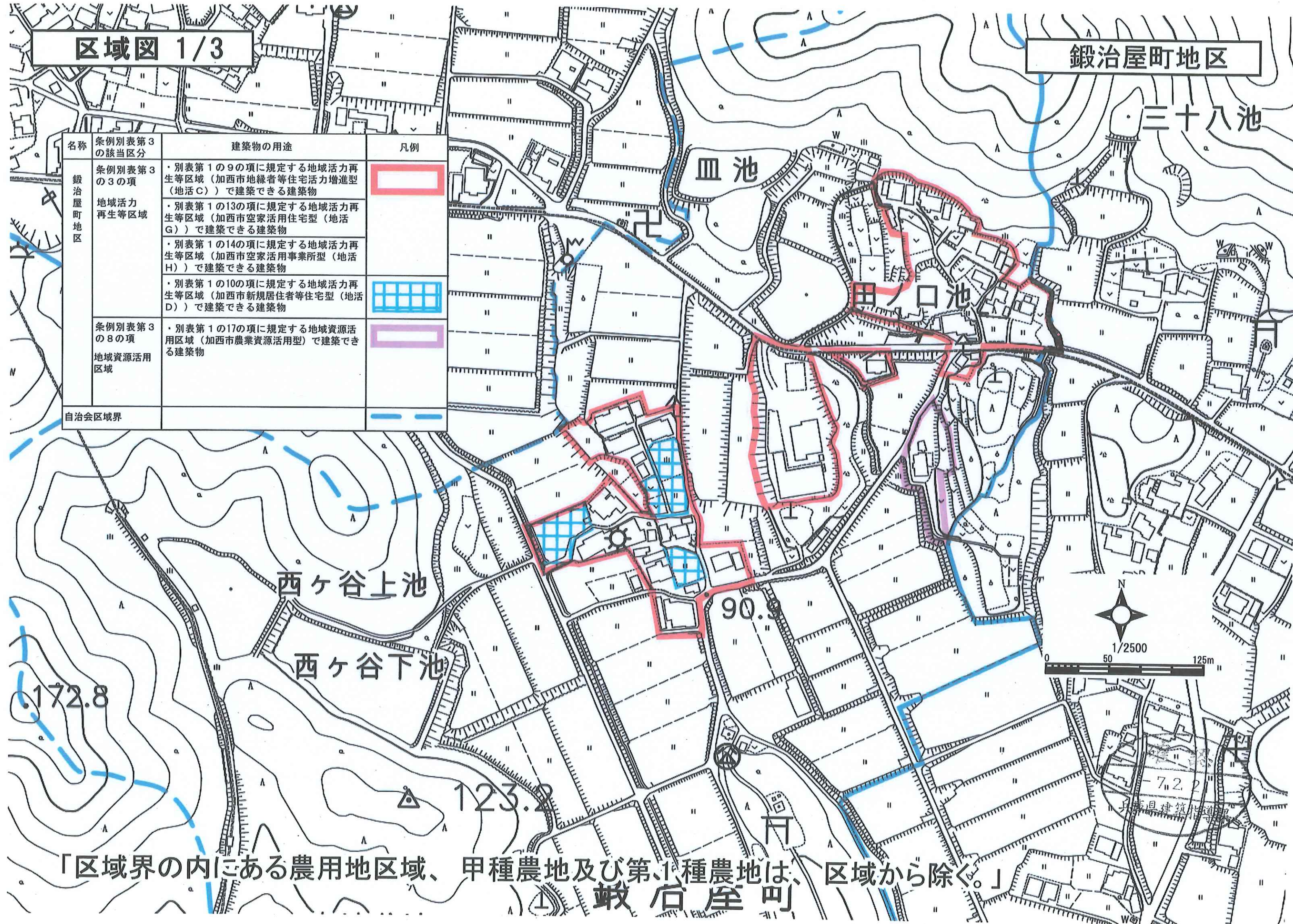


区域図 1/3

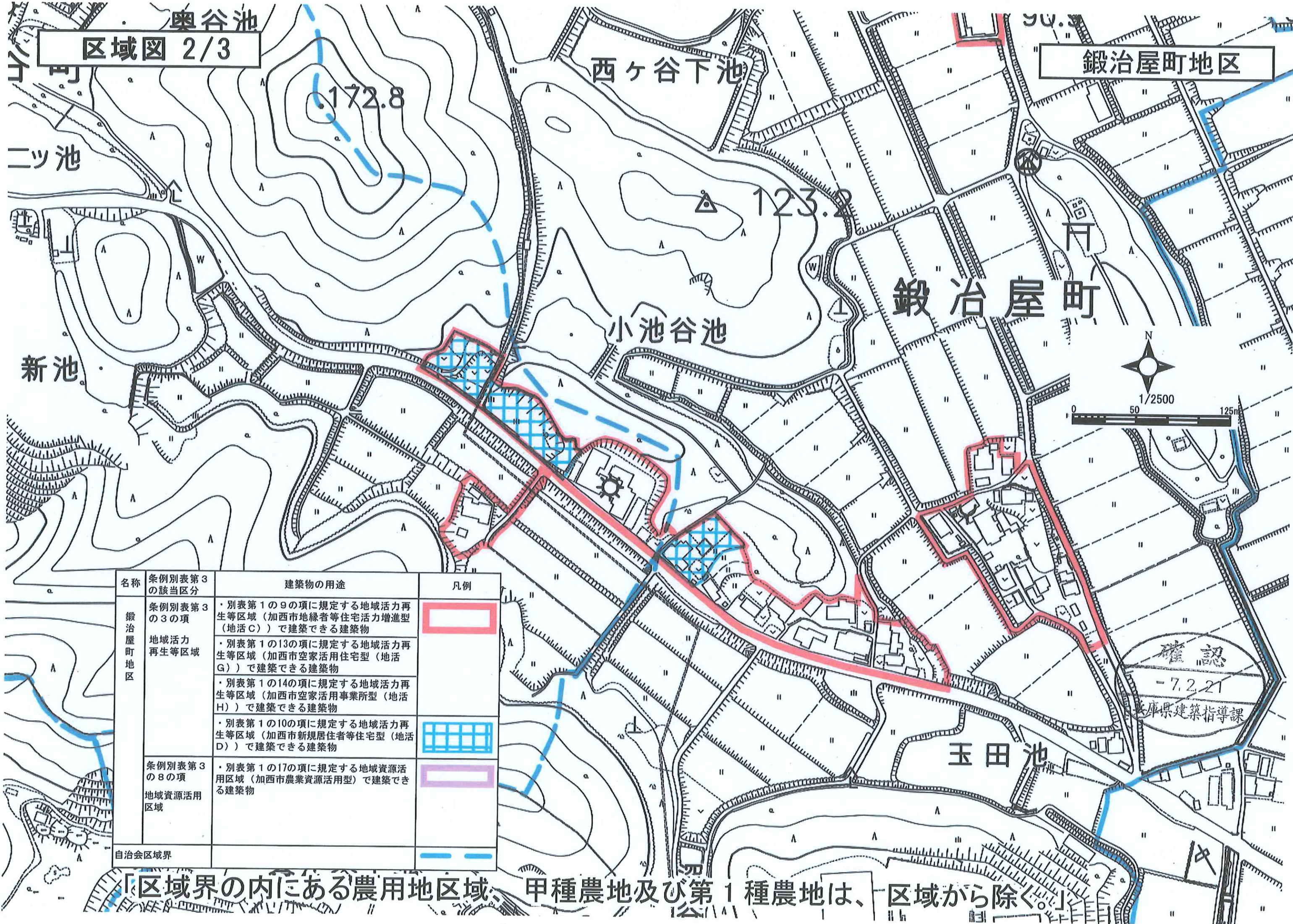
鍛冶屋町地区

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
鍛冶屋町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
	条例別表第3の8の項	地域資源活用区域	
自治会区域界			



「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

鍛冶屋町



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
鍛冶屋町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
	条例別表第3の8の項 地域資源活用区域	・別表第1の17の項に規定する地域資源活用区域（加西市農業資源活用型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

確認
-7.2.21
兵庫県建築指導課

「区域界の内にある農用地区域」甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。

念仏谷上池
念仏谷下池

深谷池

玉田池

青野運動公苑

宮田橋
油谷

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
鍛冶屋町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
	条例別表第3の8の項 地域資源活用区域	・別表第1の17の項に規定する地域資源活用区域（加西市農業資源活用型）で建築できる建築物	
自治会区域界			



1/2500

0 50 125m

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

7.2.21
兵庫県建築指導課